

「保育補助者雇上費貸付事業」募集要項

徳島県では、保育人材の確保を図るため、保育士資格を持たずに保育所等で勤務する保育補助者を雇用する事業主に対し、その人件費等の必要な費用を貸付ける保育補助者雇上費貸付事業を行います。貸付は、無利子です。また、当該保育補助者が、指定期間内に保育士資格を取得した場合は、貸付金の返還が免除になります。

対象者	<p>徳島県内に所在地のある施設又は事業者で、次の条件を満たす方</p> <p>①新たに保育補助者を雇用又は、特に保育士の業務負担軽減に資する取組みを行っている施設又は事業所の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所、幼保連携型認定こども園 ・小規模保育事業を行う事業者 ・事業所内保育事業を行う事業者 ・企業主導型保育事業を行う事業者 <p>②既に保育補助者を雇い上げている場合(①の条件に加えて、下記を満たす)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該保育補助者について、保育士資格の取得に取り組んでおり、その取得後には、別の保育補助者を雇用する計画があること。 ・貸付を受けることにより、保育士の給与改善を図るなど、保育士の処遇改善に取り組み、前年同月における保育士・保育補助者の数と比較し、それぞれ同数以上であること。 ・保育士の平均勤続年数が11年以上であること。
貸付額	<p>年額2,953,000円以内（3年間を限度）</p> <p>※4月1日における常勤の保育士に占める未就学児を持つ保育士の割合が2割以上の事業者であって、2人以上の保育補助者を雇い上げる場合は、年額2,215,000円以内を加算することができる。</p>
利子	無利子（ただし、返還が遅延した場合は延滞利子が発生）
支払方法	3ヶ月毎の支払い（申請時の指定口座へ振込み）
返還免除条件	貸付期間内に保育士資格を取得した場合又は、貸付終了後1年内に保育士資格の取得が見込まれる場合 (その他にも、返還の一部免除を受けられることがあります。)
提出書類	<p>保育補助者雇上費貸付申請書（第1-2号様式）に次の書類を添付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育補助者の住民票 ・実施事業を証明する書類（指定書等） ・保育補助者の要件を証明する書類 ・連帯保証人の所得証明書及び住民票 ・個人情報の同意書 ・要件該当申請書（申請事業者が第2条第2項に該当する場合）等
募集期間	<p>4月1日から4月30日</p> <p>※貸付枠に余裕がある場合は、再度募集する場合があります。</p>
提出先 問い合わせ先	<p>〒770-0943 徳島市中昭和町1丁目2 徳島県立総合福祉センター3階 社会福祉法人徳島県社会福祉協議会 福祉人材センター 電話：088-625-2040 フaxシル：088-656-1173</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・「対象者」の「①新たに保育補助者を雇用」については、4月1日から30日までに雇用する保育補助者のことを持します。 ・貸付先の選定については徳島県からの推薦を受けて「選考委員会」で決定します。